

機械安全規制に係る国際動向

	EU	ドイツ(EUの一例)	アメリカ	日本
機械メーカーへの法規制(労働安全の観点)	欧州機械指令(DIRECTIVE2006EC)	機械製品安全法(GPSG法: Equipment and Product Safety Act)(2004年)	※労働安全衛生法(OSHA Act) (産業機械についての直接のメーカーに対する法規制はないが、間接的に規制されている。)	労働安全衛生法 (一部の機械に限られる。)
法規制の内容	<p>附属書 I「機械類の設計と製造に関する必須健康安全要求事項」の1.7「情報」において以下の規定が定められている。 『1.7.2 残留リスクに対する警告(Warning of residual risks) 本質的安全設計、安全防護及び付加保護方策を講じたにもかかわらず依然としてリスクが潜在する場合には、警報装置を含み必要な警告手段を設けなければならない。』</p>	<p><u>機械指令を国内法に適用したも</u> <u>のとして機械製品安全法(GPSG</u> <u>法)がある。(GPSG法の対象は、</u> <u>機械指令のとおり、労働災害防止</u> <u>の観点からの「機械安全」と消費者</u> <u>向けの「製品安全」の2面)</u></p>	<p>OSHA法第6条に基づく連邦規則の中に「機械及び機械の安全防護」が定まっており、当該基準は雇用者(機械ユーザー)に遵守義務があり、設計段階の安全対策も規定されているが、あくまでも間接的な規定。 一方、<u>不法行為法リステイメント(判例法)において、機械の残留リスク情報をわかりやすく警告標識、取扱説明書にて教示しなければ、警告不備による民事的な過失責任が問われることになるため、これによる自主的な抑止力が大きい。</u></p>	<p>別添資料「労働安全衛生法における機械安全規制の概要」を参照)</p>
法規制の対象機械	<p>機械類全般 (少なくともその一部が可動する構成部品やコンポーネントを組み合わせた、人や動物による動力以外で駆動するもの) ●除外品目(12品目):自動車、原子力用機械、低電圧指令による電気製品など</p>		<p>連邦規則29編Part1910のサブパートO「機械及び機械の安全防護」において、①木工機械、②研削盤、③混練機・ロール機、④機械動力プレス、⑤すべての機械に関する一般要求事項が規定</p>	<p>①特定機械等(クレーン等6種) ②個別・型式検定(動力プレス等5種)③構造規格が規定されているもの(①②以外に18種)については安衛法に規定。これ以外の種類は、個別具体的な規制ないが、機械メーカー等に対する包括的義務はある。</p>
情報提供に関する法規制	<p><u>機械の残留リスクの警告、取扱説明書に盛り込む項目などが詳細かつ網羅的に規定されている。(機械指令「情報の提供」(附属書 I の1.7)</u> (ISO12100においても、「使用上の情報」を提供する際の要求事項が規定)</p>	<p>「使用上の情報」の提供の内容について、<u>機械指令と同様に規定されている。(GPSG法の附属書9)</u></p>	<p>不法行為法リステイメントにおいては、製造物欠陥のうち「指示又は警告上の欠陥」については『過失責任』とされるため、機械メーカーにおいては、過失を問われないように安全対策を講じることとなる。 情報提供を行う際は、知る権利法(Right-to-Know Law)、平易言語法(Plain Language Law)に基づく必要がある。</p>	<p>具体的な規制はないが、機械包括安全指針(局長通達)により推奨している。 (内容については、ISO12100 に準拠)</p>